

●身障者用駐車場利用証制度 [幹事県 佐賀県]

[目的]

公共施設や民間施設の身障者用駐車場について、九州・山口各県のどこでも使用することができる身障者用駐車場利用証を発行することにより、誰もがまちな出かけ、活動しやすい環境を整備する。

また、同制度に賛同する自治体については、情報交換、利用証の相互利用のための協定書締結の検討及び制度の推進施策の検討により、身障者用駐車場の適正利用及び制度の利便性の向上に努める。

[取組内容]

身障者用駐車場利用証制度の導入拡大

[主な取組状況(知事会議での報告状況等)]

- 平成18年10月 第128回九州地方知事会議
 - ・公共的施設の身障者用駐車場確保を念頭に7月29日に佐賀県が導入した「佐賀県パーキングパーミット(身障者用駐車場利用証)制度」を九州・山口各県も実施することについて提案、取組開始を決定
- 平成18年10月 「身障者用駐車場利用証制度連絡会議」設置
 - ・各県の状況等について協議
- 平成19年3月 身障者用駐車場利用証制度連絡会議
 - ・平成19年度から長崎県と熊本県が制度を導入することを報告、利用者・施設管理者を対象としたアンケート調査を実施することを確認
- 平成19年5月 第129回九州地方知事会議
 - ・取組状況を報告(制度導入県の拡大に向け協議の継続、導入県における相互利用を検討)
- 平成19年8月1日 長崎県が制度を導入
- 平成20年1月 熊本県が制度を導入
- 平成20年5月 第131回九州地方知事会議
 - ・**取組の成果を報告**(佐賀県に加えて長崎・熊本両県も制度を導入、制度推進に向けた連携体制を構築)
 - ※以上の取組により所期の目的を達成、以後は制度に賛同する自治体において引き続き会議の場を設け、情報交換や利用証の相互利用に係る協定書の締結、制度の推進施策等を検討し、身障者用駐車場の適正利用及び制度の利便性の向上を推進
- 平成20年10月 佐賀・長崎・熊本の3県による担当者検討会
 - ・各県の利用証の相互利用について検討
- 平成21年6月1日 佐賀・長崎・熊本の3県における利用証の相互利用に係る協定を締結
- 平成21年6月 第133回九州地方知事会議(ペーパー報告)
 - ・取組状況を報告
- 平成21年9月1日 佐賀・長崎・熊本の3県で利用証の相互利用を開始
- 平成21年10月23日 佐賀・長崎・熊本に鹿児島を加えた4県における利用証の相互利用に係る協定を締結
- 平成21年10月 第134回九州地方知事会議(ペーパー報告)
 - ・取組状況を報告
- 平成21年11月1日 鹿児島県が制度を導入、佐賀・長崎・熊本・鹿児島の4県で利用証の相互利用を開始
- 平成22年5月 第135回九州地方知事会議(ペーパー報告)
 - ・取組状況を報告
- 平成22年7月26日 佐賀・長崎・熊本・鹿児島に山口を加えた5県における利用証の相互利用に係る協定を締結
- 平成22年8月1日 山口県が制度を導入、佐賀・長崎・熊本・鹿児島・山口の5県で利用証の相互利用を開始
- 平成22年10月 第136回九州地方知事会議(ペーパー報告)
 - ・取組状況を報告
- 平成23年12月20日 大分県が制度を導入
- 平成24年1月19日 佐賀・長崎・熊本・鹿児島・山口に福岡・大分・宮崎を加えた8県における利用証の相互利用に係る協定を締結
- 平成24年2月1日 宮崎県が制度を導入
- 平成24年2月15日 福岡県が制度を導入、福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・山口の8県で利

用証の相互利用を開始

- 平成24年7月 あり方研幹事会から活性化に向けた意見を通知
 - ・『協力施設の拡大や利用者への周知など、九州各県が一体となってさらに取組の推進を』

- 平成27年5月1日 全国パーキングパーミット制度推進協議会を設置（会長：佐賀県）
- 平成29年2月 国による制度化について、協議会として国へ提案
- 平成29年3月 国土交通省を事務局として「パーキングパーミット制度の導入促進方策検討会」が設置され、佐賀県福祉課長が委員となる。
- 令和3年8月 国土交通省を事務局として「車椅子利用者用駐車施設等のあり方に関する検討会」が設置され、佐賀県福祉課長が委員となる。
- 令和4年7月1日 沖縄県が制度を導入、九州・山口の9県における利用証の相互利用に係る協定を締結

[成果]

九州・山口9県で制度を導入するとともに相互利用を実施

※参考・佐賀県HP (<https://saga-style.jp/content/parking/>)

令和5年11月に42府県で相互利用可能となっている。

[課題]

制度導入後のアンケート調査では約8割の方が停めやすくなったとの回答がある一方、パーキングパーミット発行者数が増え（佐賀県でR4.3月現在79,298人）、未だに利用証掲示のない駐車や他人の利用証を使う事例もあることから、身障者用駐車場に停められないとの声が存在する。また、制度導入自治体は41府県と8割を超えるまでになったものの、総人口に占める人口割合は約6割にとどまっている。

[今後の取組]

平成30年1月に実施した身障者用駐車場実態調査において、他人の利用証を使っている事例が多く確認されたため、利用証の適正利用についての啓発を継続していく。同時に、期限切れ利用証未返却者への督促も継続していく。また、引き続き制度の全国展開に向け、取組を進めていく。